

■ 外部突起物規制への取り組み

平成13年6月、自動車の国際基準調和の一環として道路運送車両の保安基準等が改正され、国際基準である「乗用車の外部突起（協定規則第26号）」が導入されました。基準の導入にあたっては適用猶予期間が設けられており、平成21年1月1日以降の新車から適用される事となっています。なお、この改正の目的は、車体の外形等に関する基準を明確化する事により、自動車と人との衝突や接触の際に人が負傷する危険性が減り、又は負傷の程度が軽減される事にあります。パトライトは法令遵守企業として、これらの技術基準への製品対応を推進する事で、より確かな「安全」をお届けしたいと考えています。

■ 対象車種

3・5・7 ナンバーの乗用車が対象 (8 ナンバーでもベース車で識別)

※1・4ナンバーの商用車・二輪自動車・トラック・建機類は対象外

平成21年1月1日以降の新車登録の車が対象 となります。

※上記の対象車両については、後付けの青色回転灯・スピーカーキャリアも対象となります。

※外部突起物規制に対応していない製品を取り付けた場合は新車登録できません。

※海外製品や規格対応が不明確な製品にご注意ください。

※平成22年4月1日の国土交通省の公示により、適用期間について改定されました。
国土交通省は、平成21年1月以降に製作される乗用車に適用されている外装基準の適用を平成29年3月31日まで猶予することができるよう「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号)の一部を改正しました。
(ご参考)国土交通省報道発表資料「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正について
～乗用車の外装基準の適用を猶予します～
http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000055.htm I

■ 対象となる部位

- ①車高2m以下の外装部（外部表面）
- ②フロアラインより上方の部分
- ③走行中・停車中及び、前後左右関係なく対象
- ④φ100球が直接当たる部分
- ⑤着脱式回転灯・広報用スピーカ・キャリアなども対象

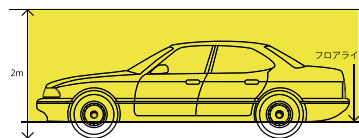
「外部突起規制対応」は弊社製品単体での評価です。車両搭載の仕方によっては規制の対象になる場合があります。

取り付け状態での規制対応については、お近くの管内運輸支局・事務所・自動車検査独立行政法人にお問い合わせください。

関連法令：道路運送車両の保安基準第18条(車枠及び車体)
「外装の技術基準」「外装の手荷物積載用部品の技術基準」



対象部位イメージ



対象範囲イメージ

弊社カタログ及び製品では、外部突起物規制に対応した製品を以下のように表記しています。



外突規制対応

※上記アイコンの付いている製品は、外部突起物規制対応可能な製品で、順次標準対応となります。各機種の対応状況は弊社営業又は、ホームページにてご確認ください。